

# 「あいちエコスタンダード」を改定しました

～エコゾー&エコミー 2つのエコでもっとスリムに！～

～環境配慮型県庁へのロードマップ～

〔愛知県庁の環境保全のための行動計画〕〔愛知県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〕

## 1 計画改定の概要

### （1）あいちエコスタンダードの趣旨・経緯

- ◆ 愛知県が一事業者・消費者としての立場から、県が行う全ての事務事業について、環境負荷低減に向けた取組を自主的に推進するための率先行動内容、取組目標及び推進体制等を定めたもの。
- ◆ 平成10年3月に策定され、以後、平成17年10月の改定を経て、現在、平成22年12月の改定計画（あいちエコスタンダードと名称変更）に基づき、全庁をあげて取組を進めている。
- ◆ 平成12年4月からは、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置づけている。

### （2）これまでの取組結果〔旧計画（H22～H26）〕


- ◆ 目標達成項目（3項目）：エネルギー消費量（事務事業）、用紙購入量、生物多様性の保全に配慮した物品の購入
- ◆ 目標未達成項目（7項目）：エネルギー消費量（水道関係施設）、公用車燃料使用量、水道使用量、廃棄物の排出量、可燃ごみ排出量、温室効果ガス排出量（水道関係施設以外、水道関係施設）

### （3）計画改定の主な変更点

- ◆ 目標設定の考え方の見直し
  - ・ 職員や所属における削減努力を反映できる明確な取組項目を設定。（「廃棄物排出量」を廃止し、「電気使用量」を進捗管理する指標として設定）
  - ・ 温対法に基づく地方公共団体実行計画に係る目標を分離して、明確化。
- ◆ 職員や所属、庁舎管理者など、それぞれの主体が取り組むべき項目を、3本の柱に区分して取組を推進
- ◆ 目標達成のための新たな啓発や、職員のやる気を引き出すための取組を新たに設定
  - ⇒ ① 重点エコアップ4行動を設定
  - ② 重点エコアップ4行動を推進するエコアップリーダーの設置
  - ③ 毎月「重点取組強化キャンペーン」の実施
- ◆ 温対法の地方公共団体実行計画に関する国の方針変更により、対象に指定管理者が管理する施設を追加

## 2 新計画の基本的事項及び目標

(1) 計画期間 平成27年度～平成32年度（6年間）

(2) 計画の対象 知事部局、教育委員会、警察本部など県の本庁及び全ての地方機関  
(指定管理者が管理する施設を含む。) 

(3) 計画の目標

行動計画の取組に係る目標		短期目標	計画期間全体目標
		1年(前年度比)	32年度(基準年度比)
省エネ部門	① エネルギー消費量【事務事業(水道事業・下水道事業以外)】 (原油換算・単位面積当たり)	▲1%以上	▲6%
	② エネルギー消費量【水道事業】 (原油換算・取水量当たり)	▲1%以上	▲6%
	③ エネルギー消費量【下水道事業】 (原油換算・処理水量当たり)	▲1%以上	▲6%
	④ 電気使用量	(▲1%以上) *	—
	⑤ 公用車燃料使用量(CO <sub>2</sub> 換算)	(▲1%以上) *	—
省資源部門	⑥ 水道使用量	▲1%以上	▲6%
	⑦ 用紙購入量	▲1%以上	▲6%
	⑧ 可燃ごみ排出量	▲1.16%以上	▲6.96%

\* 電気使用量・公用車燃料使用量は進捗状況を管理する指標とする。

温対法の実行計画に係る目標	短期目標	計画期間全体目標
	1年(前年度比)	32年度(基準年度比)
温室効果ガス排出量【事務事業(水道事業・下水道事業以外)】(CO <sub>2</sub> 換算)	▲0.96%以上	▲5.8%
温室効果ガス排出量【水道事業】 (CO <sub>2</sub> 換算・取水量あたり)	▲1.0%以上	▲6.0%
温室効果ガス排出量【下水道事業】 (CO <sub>2</sub> 換算・処理水量あたり)	▲0.65%以上	▲3.9%

### 3 具体的な取組

#### (1) 職員一人一人のエコアップ行動の強化と徹底 [職員個人・各所属向け]

- ◆ 全職員が一丸となって取り組む「**重点エコアップ4行動**」を設定 **新**

1. 昼休み・不要な場所などの積極的な消灯！
2. 離席時はパソコンの蓋を必ず閉める！
3. 資料作成は必ず両面印刷で（A3も）！
4. ごみを捨てる前に分別を再確認！

- ◆ その他、公用車のエコドライブの徹底等による公用車燃料使用量の削減、洗車方法や散水方法の見直し等による水道使用量の削減など

#### (2) 県有施設の運用、維持管理における環境配慮の推進 [庁舎管理者向け]

- ◆ 庁舎等の空調適温化、LED照明機器等高効率機器の導入など
- ◆ 節水型トイレの導入、漏水の早期発見、雨水貯留タンク設置の推進など
- ◆ 庁舎ごとにおけるごみ分別ルールブックの作成など
- ◆ 省CO<sub>2</sub>電力入札の実施等

#### (3) 県有施設の建築・大規模改築、その他事業の実施時における環境配慮の推進 [特定事業課向け]

- ◆ 高効率の空調システムや照明設備の採用、自然エネルギーの導入、ZEB（ゼロエネルギービル）化やBEMS（ビル用エネルギー管理システム）の導入促進等
- ◆ 再生品や間伐材等未利用材料の積極的利用、緑地保全、県産木材の活用等
- ◆ 水道施設や下水道施設における省エネ・高効率の機器への転換など

### 4 取組の推進

#### (1) 推進体制

- ◆ 愛知県環境マネジメントシステム推進会議の推進体制を活用：  
議長（知事）→総括環境管理推進員（各部局次長等）→主任環境管理推進員（各所属長等）

#### (2) 取組の推進を図るための措置

- ◆ 「**エコアップリーダー**」を全所属に設置し、重点エコアップ4行動を徹底 **新**
- ◆ 「全庁エコアップ行動デー」（毎週水曜日）、「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」（毎年夏季）の実施
- ◆ **毎月「重点取組強化キャンペーン」**の実施 **新**

#### (3) 研修、情報提供等

- ◆ 職員や指定管理者に対する研修、各種啓発活動、庁内LAN等を活用した職員やエコアップリーダーへの優秀事例等の情報提供など

#### (4) 点検・評価

- ◆ 毎年度、実施状況や各項目実績を取りまとめ、結果を環境マネジメントシステム推進会議で報告、庁内LAN等を通じて全所属に周知
- ◆ 計画の実施状況については毎年度、環境白書やホームページで公表